

2 区域変更する期日 平成15年7月30日

熊本県告示第805号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成15年7月30日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成15年7月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始する区間 | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|-------|--|--------------|-----|
| 一般県道 | 植木山鹿線 | 鹿本郡鹿央町大字広字水原前 1260番1地先から 同所 字楠木元 1095番1地先まで | 92.0 | 単橋改 |

2 供用開始する期日 平成15年7月31日

熊本県告示第806号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成15年7月30日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成15年7月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始する区間 | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|------------|--|--------------|-----|
| 一般県道 | 越小場 湯浦線 | 葦北郡芦北町大字古石字椎木山 414番9地先から 同所 大字高岡字道明 188番1地先まで | 540.0 | 緊道整 |

2 供用開始する期日 平成15年8月1日

熊本県告示第807号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成15年7月30日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成15年7月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始する区間 | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|-------|---|--------------|-----|
| 主要地方道 | 水俣田浦線 | 水俣市大迫字村前 970番 地先から 同所 同字 927番1地先まで | 260.0 | 緊道整 |

2 供用開始する期日 平成15年7月30日

熊本県告示第808号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により告示する。

その関係図書は、熊本県土木部河川課及び熊本県玉名地域振興局に備え置いて縦覧に供